

人事行政の運営等の状況について（平成23年度版）

習志野市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第6条の規定に基づき、職員の任用、給与状況、勤務条件等、人事行政の運営等の状況について公表します。

1. 職員の任免及び職員数に関する状況

①職員採用の状況

平成23年4月1日現在			平成22年度		
採用試験	選考	合計	採用試験	選考	合計
55人	23人	78人	65人	18人	83人

(注)選考は、千葉県教職員からの転入です。

②退職者の状況

(平成22年度)

定年退職	勸奨退職	死亡退職	普通退職	その他	合計
48人	8人	2人	5人	22人	85人

(注)その他は、千葉県教職員への転出です。

③部門別職員数の状況

(各年4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年 増減数	主な増減要因	
		平成23年	平成22年			
普通会計部門	議会	11	11	0		
	一般行政部門	総務企画	156	162	△ 6	国体推進室の解散など
		税務	51	51	0	
		民生	317	326	△ 9	指定管理者制度への移行
		衛生	117	116	1	業務増
		労働	0	0	0	
		農林水産	6	7	△ 1	退職者の不補充
		商工	12	12	0	
		土木	88	84	4	業務増
	小計	758	769	△ 11	<参考> 人口1万人当たり職員数 47.08人	
	教育部門	299	297	2	業務増	
消防部門	204	202	2	業務増		
小計	1,261	1,268	△ 7			
公営企業等 会計部門	水道	30	30	0		
	下水道	24	25	△ 1	退職者の不補充	
	その他	106	106	0		
	小計	160	161	△ 1		
合計		1,421 [1,837]	1,429 [1,837]	△ 8 [0]	<参考> 人口1万人当たり職員数 88.26人	

(注) ・職員数は、教育長を含む一般職に属する職員数

・ []内は、条例定数の合計

・ 人口については、3月31日時点

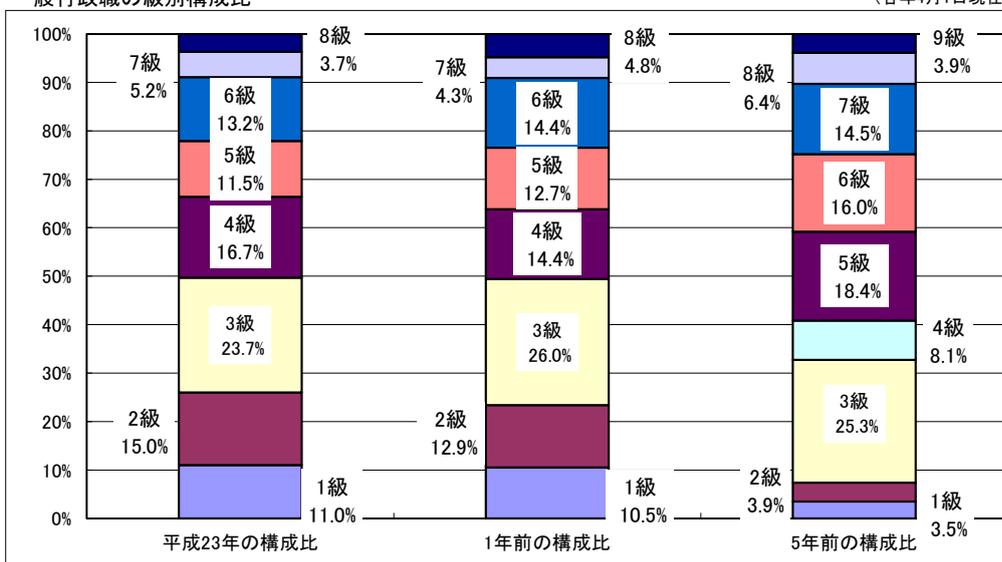
④一般行政職の級別職員数の状況 (平成23年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
8級	部長	21 人	3.7%
7級	次長	30 人	5.2%
6級	課長	76 人	13.2%
5級	係長 主査	66 人	11.5%
4級	係長 主査	96 人	16.7%
3級	副主査 主任主事 主任技師	136 人	23.7%
2級	主事 技師	86 人	15.0%
1級	主事補 技師補	63 人	11.0%
合計		574 人	100.0%

(注) ・習志野市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
 ・標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

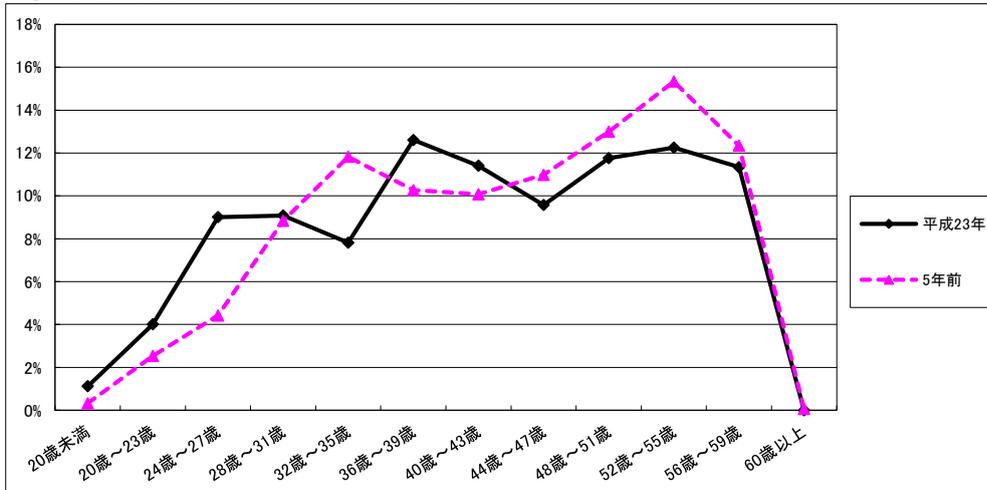
一般行政職の級別構成比

(各年4月1日現在)



平成18年4月1日から9級制を8級制に変更しました。(旧給料表の3級と4級を統合)

⑤年齢別職員構成の状況（平成23年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	16	57	128	129	111	179	162	136	167	174	161	0	1,420

(注)教育長を除く。

⑥定員適正計画（第1次）の状況（実績）及び第2次定員適正化計画における定員管理の数値目標

(1)平成17年4月1日～平成22年4月1日における職員数（実績）

平成17年4月1日職員数	平成22年4月1日職員数	純減数	純減率
1,540人	1,429人	△111人	△7.2%

(2)第2次定員適正化計画における定員管理の数値目標

計画期間		数値目標
始期	終期	
平成22年4月1日	平成27年4月1日	△18人

(3)第2次定員適正化計画における定員管理の年次別数値目標

部門	区分	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	22～27年計
		計画前年	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	
事務職	職員数	485	485	485	486	489	489	4
	増減		0	0	1	3	0	
技術職	職員数	208	209	212	212	211	209	1
	増減		1	3	0	△1	△2	
保育士・幼稚園教諭	職員数	243	240	237	237	234	233	△10
	増減		△3	△3	0	△3	△1	
技能労務職	職員数	112	108	105	101	95	93	△19
	増減		△4	△3	△4	△6	△2	
教育職（幼稚園教諭除く）	職員数	91	90	89	89	89	89	△2
	増減		△1	△1	0	0	0	
消防職	職員数	200	201	202	204	204	202	2
	増減		1	1	2	0	△2	
公営企業等会	職員数	90	90	91	92	93	96	6
	増減		0	1	1	1	3	
計	職員数	1,429	1,423	1,421	1,421	1,415	1,411	△18
	増減		△6	△2	0	△6	△4	

(注)・計画期間は、平成22年～27年の5年間

・増減は、各年の欄にあっては対前年比の職員増減数を、計の欄にあっては計画1年目以降現年までの職員増減数の累計を示す。

2. 職員の給与の状況

※別途「習志野市の給与・定員管理等について」においても公表します。(3月末公表予定)

①職員給与費の状況(公営企業等会計を含む全会計決算のうち正規職員に係る給与費)

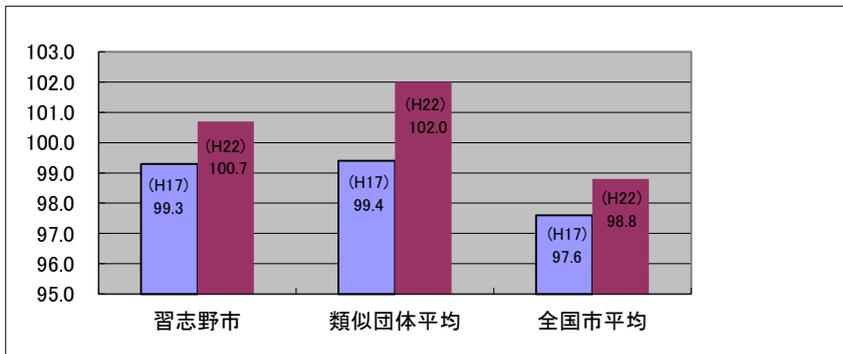
区分	職員数(A)	給与費				1人当たり 給与費(B/A)
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)	
平成22年度	1,424人	5,515,959千円	1,473,986千円	2,079,131千円	9,069,076千円	6,369千円
平成21年度	1,428人	5,667,128千円	1,434,410千円	2,246,697千円	9,348,235千円	6,546千円

(注)・職員数及び給与費は、派遣職員、再任用短時間勤務職員、臨時的任用職員を除きます。

・職員数は、各年度4月1日現在の人数です。

・「職員手当」とは、扶養手当・通勤手当・住居手当等の各種手当(退職手当を除く)をいいます。

②ラスパイレース指数の状況



(注)・平成22年4月1日現在の習志野市の地域手当補正後ラスパイレース指数は98.0です。

・ラスパイレース指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。

・地域手当補正後ラスパイレース指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレース指数です。

③職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況

・一般行政職

(平成23年4月1日現在)

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
習志野市	41.3歳	323,000円	446,022円	376,801円
国	42.3歳	327,205円	—	397,723円

(注)・「平均給料月額」とは、平成23年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

・「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には、時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため、国家公務員と同じベースで再計算したものです。

・技能労務職

(平成23年4月1日現在)

区分	公務員				
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)
習志野市	48.0歳	98人	339,400円	420,631円	392,823円
うち清掃職員	46.4歳	28人	341,159円	435,745円	397,216円
うち給食調理員	47.8歳	22人	339,283円	396,733円	392,610円
うち用務員	50.9歳	11人	348,232円	414,969円	408,814円
うち自動車運転手	48.7歳	4人	355,454円	564,779円	409,679円
国	49.5歳	3,689人	283,862円	—	321,662円

区分	民間			参考 A/B
	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
習志野市	—	—	—	—
うち清掃職員	廃棄物処理業従業員	44.6歳	290,600円	1.50
うち給食調理員	調理師	42.6歳	282,000円	1.41
うち用務員	用務員	53.8歳	209,700円	1.98
うち自動車運転手	自家用兼用自動車運転者	58.4歳	235,600円	2.40

- ・民間データは、厚生労働省が公表する賃金構造基本統計調査のデータを使用しています。(平成20年度～22年度の3カ年平均)
- ・技能労務職の職種と民間の類似職種の比較では、本市が正規職員のみを対象としているのに対し、民間データは短期雇用のアルバイトや派遣職員等も含んでおり、経験年数、平均年齢、業務内容、雇用形態等が一致していないため、単純に比較することはできません。

・教育職

(平成23年4月1日現在)

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額 (国ベース)
習志野市	43.7歳	361,293円	415,635円

④職員の初任給の状況

(平成23年4月1日現在)

区分		習志野市	千葉県	国
一般行政職	大学卒	178,800円	178,800円	I種 181,200円 II種 172,200円
	高校卒	144,500円	144,500円	140,100円
技能労務職	高校卒	142,300円	144,500円	—
高校教育職	大学卒	199,700円	199,700円	—

⑤職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況 (平成23年4月1日現在)

区分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
全職員 (高校教育職除く)	大学卒	261,356 円	316,088 円	361,921 円
	高校卒	— (※)	295,093 円	311,061 円
一般行政職	大学卒	263,583 円	319,745 円	361,062 円
	高校卒	— (※)	— (※)	310,250 円
技能労務職	高校卒	— (※)	301,614 円	299,100 円
教育職	大学卒	— (※)	— (※)	383,121 円

(※) 該当する職員が0名又は1名のため表示しておりません。

⑥職員手当の状況

(1) 期末・勤勉手当

習志野市		千葉県		国
(平成22年度支給割合)		(平成22年度支給割合)		(平成22年度支給割合)
6月期	期末手当 1.250月分 勤勉手当 (0.650月分)	0.700月分 (0.350月分)	本市と同様	本市と同様
12月期	1.350月分 (0.800月分)	0.650月分 (0.300月分)		
計	2.600月分 (1.450月分)	1.350月分 (0.650月分)		
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)		(加算措置の状況)
職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20%		職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 15~25%		職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 15~25%

(注) () 内は、再任用職員に係る支給割合です。

(2) 退職手当

(平成23年4月1日現在)

区分	習志野市			国		
退職手当	(支給率)	自己都合	勤奨・定年	(支給率)	自己都合	勤奨・定年
	勤続20年	23.50月分	30.55月分	勤続20年	23.50月分	30.55月分
	勤続25年	33.50月分	41.34月分	勤続25年	33.50月分	41.34月分
	勤続35年	47.50月分	59.28月分	勤続35年	47.50月分	59.28月分
	最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
	その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2~20%加算)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2~20%加算)		
	1人当たりの平均支給額			1人当たりの平均支給額		
	自己都合	3,030 千円		自己都合	3,030 千円	
	勤 奨	26,890 千円		勤 奨	26,890 千円	
	定 年	26,404 千円		定 年	26,404 千円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成22年度に退職した職員に支給された平均額です。

(3) 地域手当

地域手当	支給対象地域	支給率	支給対象職員	支給実績 (平成22年度決算)	支給対象職員1人 当たりの平均支給年額 (平成22年度決算)
平成23年4月1日 現在	全域	9% (国 … 10%)	1,416 人	402,778 千円	282,850 円
平成24年度	全域	10% (国 … 10%)			

(4)特殊勤務手当

(平成23年4月1日現在)

支給実績(平成22年度決算)	25,482 千円	
支給対象職員1人当たり平均支給年額(平成22年度決算)	36,878 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成22年度)	48.5 %	
手 当 の 種 類 (手当数)	24	
手当の名称	支給対象業務	左記職員に対する支給単価
災害出動手当	災害発生に係る措置及び復旧作業	1日につき 1,700円
消防業務手当	救急業務及び火災現場における消火作業等	1回につき 200～510円
薬剤散布作業手当	薬剤の散布作業	1日につき 250円
路上作業手当	道路の舗装及び補修作業	1日につき 200円
葬祭事業手当	葬祭業務	1件につき 450円
行旅死病人取扱手当	行旅死亡人及び行旅病人の処理又は収容の作業	1件につき 1,000～3,000円
し尿処理作業手当	し尿の収集、運搬作業及びし尿処理施設(終末処理場を含む。)でし尿の処理作業	1日につき 500円
ごみ処理作業手当	ごみの収集、運搬、処理作業及びごみ処理作業	1日につき 400円
下水処理作業手当	下水の管渠及び側溝の清掃作業	1日につき 350～400円
犬、ねこ等死体処理作業手当	犬、ねこその他動物の死体の処理作業	1回につき 200円
ケースワーカー手当	ケースワーカーとしての業務	1月につき 3,500円
整理手当	市税及び税外収入の滞納分の徴収又は滞納処分	1日につき 170～300円
用地交渉手当	公共用地取得のために行う交渉及び補償交渉	1日につき 100～120円
防疫手当	感染症の防疫作業	1日につき 300円
施設管理者手当	法令又は条例、規則に定められた施設等の管理者	1月につき 1,500～2,000円
夜間手当	高等学校定時制課程に係る事務	1月につき 5,600円
教員特殊業務手当	教育職員が従事する非常災害時等の緊急業務	1日につき 2,400～6,400円
教育業務連絡指導手当	高等学校に勤務する職員が従事する教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言等	1日につき 200円
特殊作業手当	特殊作業機器の運転、操作及び掘削作業、バーボーリング作業	1日につき 400円
未納整理手当	ガス、水道の料金その他の収納金の未納分の徴収業務	1日につき 300円
供給停止手当	ガスの供給停止及び給水停止業務	1日につき 300円
交替勤務手当	交替勤務の第2直の勤務	1回につき 4,200円

(5)時間外勤務手当

22年度	支給実績	491,828 千円
	職員1人当たり平均支給年額	345 千円
21年度	支給実績	453,022 千円
	職員1人当たり平均支給年額	317 千円

(注)休日勤務手当、夜間勤務手当を含んでいます。

(6)その他の手当

(平成23年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度内容
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者 13,000円 ・配偶者以外の扶養親族 1人 6,500円 ・16歳から22歳までの子等 1人につき 5,000円加算 	同じ	
住居手当	<ul style="list-style-type: none"> ・借家の場合 (家賃12,000円を超える場合に限り) 家賃の額に応じ27,000円を限度に支給 ・自宅の場合 世帯主 8,000円 	異なる	<ul style="list-style-type: none"> ・借家の場合 (家賃12,000円を超える場合に限り) 家賃の額に応じ27,000円を限度に支給
通勤手当	<ul style="list-style-type: none"> ・電車、バスを利用する場合 交通機関が発行している最も長い通学期間の定期代相当額を全額支給 ・乗用車等を使用する場合 使用距離等に応じて 2,000円～37,630円を支給 	異なる	<ul style="list-style-type: none"> ・電車、バスを利用する場合 交通機関が発行している最も長い通学期間の定期代相当額を全額支給 (1月当たり限度額55,000円) ・乗用車等を使用する場合 使用距離等に応じて 2,000円～24,500円を支給
単身赴任手当	<ul style="list-style-type: none"> 配偶者等の住居から勤務先までの距離が60km以上の場合 23,000円 職員の住居から配偶者等の住居までの距離に応じて 6,000～45,000円を加算 	同じ	
定時制通信教育手当	<ul style="list-style-type: none"> 市立高等学校の校長 26,000円 定時制教育に従事する養護教諭 19,000～32,000円 		
宿日直手当	<ul style="list-style-type: none"> 宿日直勤務を命ぜられた場合 勤務1回につき4,200～7,200円を支給 	同じ	
管理職手当	<ul style="list-style-type: none"> 職務の等級に応じて、給料月額9/100～15/100を支給 (平成14年度～23年度 5ポイント削減) 	異なる	職制上の段階、職務の級等に応じて定額を支給
管理職員特別勤務手当	<ul style="list-style-type: none"> 管理職員が臨時又は緊急の必要により 週休日又は休日に勤務した場合 勤務1回につき4,000～12,000円 	異なる	<ul style="list-style-type: none"> 管理職員が臨時又は緊急の必要により 週休日又は休日に勤務した場合 勤務1回につき6,000～12,000円
義務教育等教員特別手当	<ul style="list-style-type: none"> 教育職員に対して、職務の級・号に応じて 2,000円～8,000円を支給 		

⑦特別職等の報酬等の状況

(特別職等の給料または報酬は、審議会の答申を受けて条例で定められています。) (平成23年4月1日現在)

区分		給料月額等		
給料	市長	950,000円	/	
	副市長	810,000円		
教育長	730,000円			
企業管理者	720,000円			
報酬	議長	540,000円		
	副議長	500,000円		
	議員	480,000円		
期末手当	市長	(平成22年度支給割合) 6月期 1.95月分 12月期 2.0月分 計 3.95月分		
	副市長			
議長				
副議長				
議員				
退職手当	市長			
	副市長	給料月額×在職月数×45/100	20,520,000円	任期毎
	教育長	給料月額×在職月数×25/100	9,720,000円	任期毎
	企業管理者	給料月額×在職月数×20/100	7,008,000円	任期毎
		給料月額×在職月数×20/100	6,912,000円	任期毎

3. 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

①職員の勤務時間(標準的なもの)

(平成23年4月1日現在)

1週間あたりの勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
38時間45分	8時30分	17時	12時15分から13時まで

②休暇・休業の状況(件数等は平成22年1月1日～平成22年12月31日)

休暇の種類	内容等
年次休暇(有給)	1の年につき20日間付与(前年に未使用日数がある場合は、最大20日を翌年に繰越。また、年の途中で採用された者は当該年の在職期間に応じ付与) 平均取得日数 9.8日
療養休暇(有給)	職員が、負傷又は疾病のため療養する必要がある場合に、120日を超えない範囲内で療養のため勤務をしないことがやむを得ないと認められる期間、取得することができる。 承認件数 177件
特別休暇(有給)	ボランティア休暇(5日)、結婚休暇(7日)、分娩のための休暇(分娩日の前8週・後9週)、配偶者の出産休暇(3日)、忌引休暇(1～7日)、夏季休暇(8日)、人間ドック受診のための休暇(2日)等
看護休暇(無給)	職員が、配偶者等の負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障があるものを看護するため、勤務しないことが相当であると認められる場合に、1の年につき180日を超えない期間、取得することができる。 承認件数 2件
組合休暇(無給)	職員が、任命権者の承認を得て登録された職員団体の業務又は活動に従事する場合に、1の年につき30日を超えない範囲内で取得することができる。 承認件数 0件
育児休業(無給)	職員が、3歳未満の子を養育するため、その子が3歳に達するまで、育児休業をすることができる。 承認件数 27件

4. 職員の分限及び懲戒処分の状況

①分限処分の状況

(平成22年度)

処分事由	降給	降任	休職	免職	合計
勤務成績がよくない場合	0	0	0	0	0
心身の故障の場合	0	0	60	0	60
職に必要な適格性を欠く場合	0	0	0	0	0
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	0	0	0	0	0
刑事事件に関し起訴された場合	0	0	0	0	0
合計	0	0	60	0	60

②懲戒処分の状況

(平成22年度)

処分事由	戒告	減給	停職	免職	合計
法令に違反した場合	0	0	0	0	0
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	0	0	0	0	0
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあったとき	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	0

5. 職員のサービスの状況

(平成22年度)

区分	件数	主な内容
職務専念義務の免除	78	昇任等に係る選考試験受験等
営利企業等の従事許可	3	参議院議員通常選挙事務従事

6. 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

①職員研修の状況

(平成22年度)

研修区分	受講者数	研修内容
階層別研修	361	新規採用者、昇格者に対して各階層で必要とされる行政運営に関する研修
特別研修	1,550	政策形成実践研修、女性リーダーキャリアアップ研修、他市との合同研修等を実施
派遣研修	113	自治大学校、千葉県自治研修センター、市町村職員中央研修所等への派遣

②勤務評定制度の状況(平成22年度)

本市では、国・県等の動向を踏まえ、能力評価と業績評価を柱とした人事評価制度について、管理職職員を対象に実施し、一般職職員については試行実施中です。

また、個々の職員が自己の業績、能力、適性、意見、希望等を人事担当に意思表示する自己申告制度を導入し、適材適所の職員配置や職場の活性化に役立てているところです。

7. 職員の福祉及び利益の保護の状況

①職員の健康診断の状況 (平成22年度)

区分	受診者数
定期健康診断	382
人間ドック	953

②公務災害補償の状況(平成22年度)

区分	認定件数
公務災害	9
通勤災害	2

③厚生費助成

地方公務員法第42条に基づき、職員の保健、元気回復、その他の厚生に関する事業を行っている千葉県市町村職員互助会に対して助成するとともに、市職員互助会が実施している次の事業に対して助成しています。

- ・健康増進事業(人間ドック、文化・スポーツ活動、福利厚生活動)

8. 職員の採用試験の状況

(平成22年度)

区 分	受験 申込者数	第1次試験 受験者数	第1次試験 合格者数	最終 合格者数	倍 率 (申込者)
事務職(A方式)	750	429	119	23	32.6
事務職(B方式)	31	27	18	7	4.4
土木技術職	27	13	3	1	27.0
建築技術職	17	8	5	1	17.0
電気技術職	14	5	2	1	14.0
機械技術職	16	9	5	2	8.0
社会福祉士	12	8	2	2	6.0
保健師	12	7	2	1	12.0
保育士・幼稚園教諭	50	39	23	11	4.5
消防職	55	39	19	7	7.9
消防職(救急救命士)	2	2	1	1	2.0
土木技術職(民間経験者)	1	1	1	1	1.0
建築技術職(民間経験者)	4	4	4	1	4.0
電気技術職(民間経験者)	1	1	1	0	—
機械技術職(民間経験者)	4	4	4	2	2.0
ガス・水道技術職(民間経験者)	1	1	0	0	—
合 計	997	597	209	61	16.4

9. 千葉県市町村公平委員会の業務の状況

(平成22年度)

区分	件数
勤務条件に関する措置の要求の状況	0
不利益処分に関する不服申立ての状況	0